

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国の令和6年の出生数は、68万6,173人で前年の72万7,288人より4万1,115人減少し、急速に少子化は進んでおります。本町においても、令和6年の出生数は159人と平成26年より119人減少し、全国と同様に少子化が進行している状況です。ライフスタイルや価値観の多様化など子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、児童虐待、ひきこもり等の家族をめぐる問題、子育て家庭の孤立化、つながりの希薄化に伴う地域社会をめぐる問題など依然として解決すべき課題として残されている状況です。

このような社会情勢を背景に、令和5年（2023年）に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な法として「子ども基本法」が施行され、また、子ども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「子ども大綱」が閣議決定されました。

子ども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすもので、市町村においては、子ども大綱と都道府県の計画を勘案し、子どもや子育て当事者の意見を反映した「子ども計画」を策定することが努力義務とされたところです。

【子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯】

法律・制度等		内 容
平成27年 (2015年)	・子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
令和5年 (2023年)	・子ども基本法成立 ・子ども家庭庁の発足	・子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法 ・施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備
令和5年 (2023年)	・子ども大綱の閣議決定 ・子ども未来戦略の閣議決定	・子ども基本法に基づき、子どもの政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的方針を定める。 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大大綱を一元化
令和6年 (2024年)	・こどもまんなか実行計画の決定	・子ども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	・次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	・子ども・子育て支援法等の一部改正	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進

2. 計画の位置づけと期間

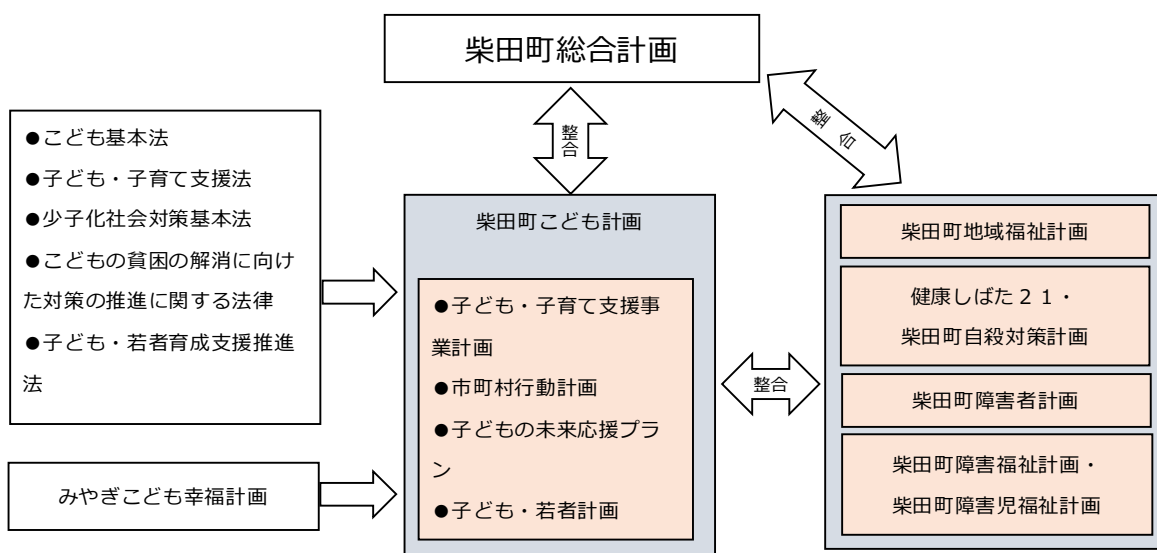
(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に規定する「市町村こども計画」に位置付け、国のこども大綱を踏まえるとともに、みやぎこども幸福計画を勘案して策定します。また、本計画は、次の計画を包含するものとして策定します。

- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法）
- 市町村子どもの貧困の解消に向けた計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）
- 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法）

また、町の最上位計画「柴田町総合計画」、「柴田町地域福祉計画」、「健康しばた21」などとの整合・連携を図ります。

□他計画との連携

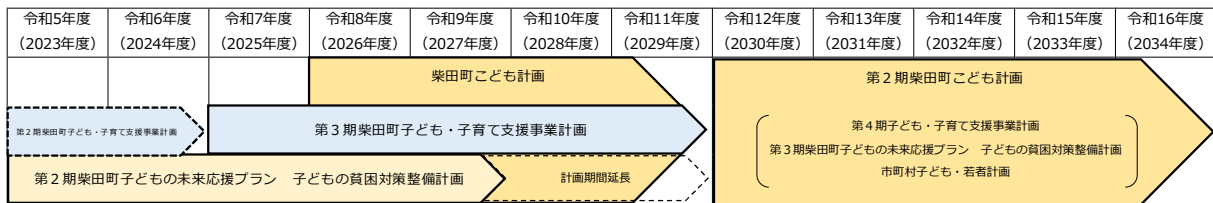


(2) 計画の期間

この計画は、第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～及び第3期柴田町子ども・子育て支援事業計画を包含するとともに、各計画の期間を統一するため、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間を計画期間としますが、次期計画以降は5年間を計画期間とします。

また、第2期柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～については、見直しを図りながら、令和11年度（2029年度）まで計画期間を延長します。

□計画の期間



※第2期柴田町子どもの未来応援プランは、本計画内で見直しを行い、それぞれの計画終期を令和11年度に変更し、柴田町こども計画に包含するものとします。

3. 計画の対象

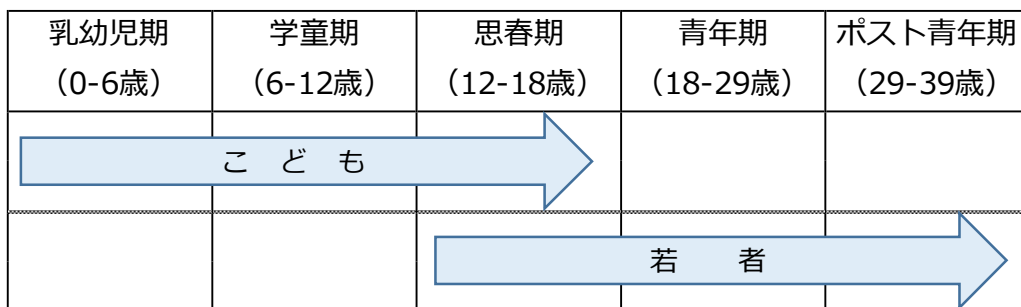
本計画は、こどもや若者、子育てをしている保護者、子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において、「こどもとは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

本計画においては、こども・若者の対象年齢をおおむね30歳代までとし、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

「こども」の表記については、ひらがなを用いることとしていますが、法令に根拠がある用語を用いる場合や固有名詞を用いる場合には「子ども」と表記することとします。

□計画の対象



○「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経ておとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

○「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」されている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いるものとする。

4. 策定の体制と町民意見の反映

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく柴田町子ども・子育て会議の場で協議しています。同会議は、計画策定の後も柴田町のこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況（計画の進行管理）について、調査・審議します。

また、町民の意見については、16歳から39歳までのこども・若者に対する子ども・若者施策に関する調査と小学4年生から中学3年生までのこどもに対するヤングケアラー実態調査を実施し、調査結果から得られた現状や今後の子育て支援に係る意向を計画策定の基礎資料として活用しています。

また、町公共施設やホームページ上においてパブリックコメントを実施し、広く意見を募集した上で、計画への反映に努めました。

□計画の策定体制

